岩美町における
公共交通について

令和５年１０月１日運用開始

目次

● １　町営バスの変更について
①運賃均一制の導入
②運行の見直し

● ２　民間路線バス運賃助成について

● ３　本庄地区、大岩地区における移動手段の確保対策について

１　町営バスの変更について

①運賃均一制の導入

- 利用者の運賃負担軽減の取組みとして、町営バス（小田線、田後・陸上線）の運賃を一乗車**１００円**とします。

一般	１００円
小学生以下、障がい者※とその介護者	無料

※ 障がい者手帳の提示が必要となります。

- 定期料金については、下表のとおりとします。

１ヶ月	３ヶ月	６ヶ月
３，０００円	９，０００円	１８，０００円

○ 定期券の返金対応について

・料金改定前に購入した定期券で、10月1日以降の利用期間が含まれている場合は差額を返金しますので、定期券を持って役場企画財政課窓口で返金の申請をしてください。

・通学費の補助については、これまでどおり教育委員会へ申請してください。

- 回数券について

1綴り（11回分）	１，０００円

○ 回数券の返金対応について

料金改定前に購入された回数券で、残枚数が2枚以上の場合は差額分を返金しますので、回数券を持って役場企画財政課窓口で返金手続きをしてください。

- 定期券及び回数券販売場所

定期券	回数券
岩美町役場 日本交通岩美営業所	岩美町役場 日本交通岩美営業所 岩美病院内売店

1　町営バスの変更について

②運行の見直し

運行時刻・便数等の見直し及び小田線の一部時間帯等に予約運行を導入し、利便性の向上、利用促進、運行の効率化を図ります。

	小田線	田後・陸上線
増便	・道の駅経由便 ・買い物便	・買い物便 ・田後直通便 ・陸上直通便
減便 （廃止）	（平日） ・小田発 19：59 岩美駅行 ・岩美駅発 20：15 小田行 （土日祝日） ・小田発 6：14 岩美駅行 ・小田発 19：59 岩美駅行	（平日） ・羽尾発 19：50 岩美駅行 ・岩美駅発 20：26 田後行 （土日祝日） ・羽尾発 19：50 岩美駅行
予約運行※	（平日） 9：30～17：00 （土日祝日） 終日 ・予約運行のみバス停増設 （上河崎中、下長郷、黒谷）	田後・陸上線は予約の必要はありません。

※予約運行について

予約運行の時間・曜日の町営バスを利用するには、事前に予約が必要となります。（予約がない場合、バスは来ません。）

上河崎中、下長郷、黒谷のバス停は、予約運行のみご利用いただけます。

▶　予約方法

電話での予約、スマートフォンやパソコンを利用したWeb予約、町内主要施設に設置してある予約用端末で予約することができます。

予約受付は、小田または岩美駅バス停の出発時刻の１時間前までです。

⇒詳しくは別紙【町営バス「小田線」の予約運行について】をご覧ください。

２　民間路線バス（日交バス）運賃助成について

町営バスの運賃均一制の導入に伴い、民間路線バス利用者の運賃負担軽減の取組みとして、定期券及び回数券購入に対して補助金を交付します。

定期券

民間路線バス定期購入金額のうち、下表自己負担額を超える額を助成します。

自己負担額

	１ヶ月定期	３ヶ月定期	６ヶ月定期
町内移動	３，０００円	９，０００円	１８，０００円
町外を含む移動	１２，９００円	３７，２１０円	６５，５２０円

例

区間	民間路線バスの定期料金 １ヶ月定期	自己負担額	補助額
蕪島 ⇔ 平野口間	２４，８４０円	３，０００円	２１，８４０円
蕪島 ⇔ 鳥取駅間	２６，２８０円	１２，９００円	１３，３８０円

※ただし自己負担額が定期購入金額を上回る場合は補助対象外とします。
※通学費補助については、これまでどおり教育委員会へ申請してください。

回数券

民間路線バス回数券購入金額のうち、下表自己負担額を超える額を補助します。

自己負担額

	岩美駅同一料金区間をまたがない移動	岩美駅同一料金区間をまたぐ移動
町内移動	１，０００円	２，０００円
町外を含む移動	４，３００円	５，３００円

例

区間	回数券購入金額	自己負担額	補助額
蕪島 → 岩美駅	５，０００円	１，０００円	４，０００円
蕪島 → 平野口	６，９００円	２，０００円	４，９００円
蕪島 → 鳥取駅	７，３００円	５，３００円	２，０００円
網代 → 鳥取駅	６，３００円	４，３００円	２，０００円

※ただし自己負担額が回数券購入金額を上回る場合は補助対象外とします。
※半年で１８綴りを補助上限とします。
※回数券の残り枚数に応じて補助額が変わります。
※運賃補助をした回数券にはスタンプを押印します。

申請方法

購入された定期券または回数券と保険証等住所地を確認できる身分証明書を持って、岩美町役場企画財政課窓口で申請書兼請求書を提出してください。
定期券の期間や回数券の残数などを確認して補助金を交付します。

３　本庄地区、大岩地区における移動手段の確保対策について

本庄地区（本庄、太田）、大岩地区　（平野、久松）にお住まいの方の移動手段の確保対策として、タクシー助成事業を開始します。

- 対象者等　：本庄、太田、久松、平野にお住まいの中学生以上の方で、事前に役場へ申込みをされた方へタクシーチケットを配布（要住所確認）
- 申請方法　：保険証等住所地を確認できる身分証明書を持って、役場企画財政課窓口で申請書を提出してください。
- 運行区間　：岩美町内（岩美町外に出られる場合は、対象になりません）
- 利用者負担：１乗車５００円（５００円を超える部分は町が助成）
- 利用方法　：タクシー料金支払いの際に、タクシーチケットと５００円を支払う
  - 高齢者移送サービスとの併用はできません。
  - タクシーの待機利用はできません。
  - 発着地が同一の場合のみ乗り合わせが可能。
- 利用回数　：年間１００回を上限とする（年度中途の申込みの場合は、残月数により、利用限度数が変化します。）

【タクシーチケット利用申込の時期とチケット発行限度枚数】

利用申込時期	チケット発行限度枚数	備考
４・５・６月	１００枚（5冊）	チケットは２０枚つづり
７・８月	８０枚（４冊）	〃
９・１０・１１月	６０枚（３冊）	〃
12・１月	４０枚（２冊）	〃
2月	２０枚（１冊）	〃
3月	１０枚	

〈利用できるタクシー事業者〉
- 観光タクシー　（７２－０２８５）
- 日本海タクシー（７３－１１１０）
- 日本交通　　（７２－１３２１）